

第5章 機構・財政

1 機構

(1) (社) 日本海難防止協会の設立

戦後の我が国の経済復興が進む中、昭和27年1月に主要港湾航路の機雷掃海終了安全宣言がなされたが、海上産業活動も盛んになり海難事故も多発してきた。

昭和29年5月、北海道南東海域でさけます漁船409隻の大量遭難により397名の死亡・行方不明者が発生し、また、同年9月の台風に伴う国鉄青函連絡船洞爺丸と貨物船4隻の転覆、沈没海難では、死亡・行方不明者が乗客1,041名を含む1,430名に達し我が国海難史上最悪のものとなった。さらに、昭和30年5月には、国鉄宇高連絡船紫雲丸が濃霧の中で衝突、沈没し、修学旅行中の生徒など乗客164名を含む168名が犠牲となった。

このような相次ぐ悲惨な海難事故の発生により、海難根絶が必要との世論が高まり、また、海難によって直接犠牲を受ける船員の組織である全日本海員組合は、昭和32年10月の全国大会で「海難防止対策の樹立」を決議し、運輸大臣に申し入れを行っている。

これらの背景を踏まえ、昭和32年1月運輸大臣は、海上航行安全審議会に対し、「海難防止の対策」について諮問し、同年7月同審議会は「海難防止に関しては、有効適切な啓蒙指導活動を強力に展開することが最も緊要であって、かつ実効を上げる途であること、及びこのためには早急に新組織を結成し、これにあたらしめる必要のあることを認める」という中間答申をした。

この答申に基づき、運輸省の指導のもと、昭和32年12月20日に、日本船主協会、大日本水産会、全日本海員組合など11団体及び学識経験者で構成する設立発起人会が開催された。その後、関係者による新組織の業務調整、資金調達等に関する努力の結果、昭和33年8月1日に新組織の設立総会が開催され、運輸大臣の設立認可を得て(社)日本海難防止協会は誕生した。

(2) 定款

当協会の定款は、昭和33年8月1日の設立総会において承認され、同年9月8日に運輸大臣の認可を得て施行となっている。その後、時勢の変化に対応して数次の改正を経て現在に至っている。(「資料I① 現在の定款」参照)

最初の定款と現行定款を比較すると、昭和43年に、海難防止事業に加え船舶等による海洋汚染防止に関する事業が取り入れられたことが、大きな特色である。

(3) 会員

当協会設立時の会員は、日本船主協会、大日本水産会、日本造船工業会、港湾協会、日本損害保険協会、全日本海員組合等、海事関係 52 団体であった。

その後、昭和 34 年には賛助会員、昭和 43 年には協力会員の制度が新たに加わり、次の 3 種類の会員構成となり、平成 20 年 6 月現在では、正会員 56、賛助会員 59、協力会員 195 の会員数となっている。(「資料 I ② 会員」参照)

○正会員

海事に關係を有し、本会の目的に賛同する団体。総会の議決権を持つ。

○賛助会員

本会の事業を賛助する個人または団体。

○協力会員

本会の事業を後援する団体または個人。

(4) 会議

当協会を適正に運営するため、次の会議が設けられている。(「資料 I ① 現在の定款」参照)

○総会

正会員をもって構成し、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

○理事会

理事をもって構成し、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項のうち執行に関する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(5) 職員

当協会を代表する会長のほか、設立当初の常勤職員は、理事長、専務理事、総務課、業務課で構成され、船会社からの派遣職員 5 名及び採用職員 4 名を含め総勢 13 名でスタートしたが、次のような変遷を経て、平成 20 年 4 月現在では、関係官庁及び船会社からの派遣職員、各連絡事務所の職員も含め総勢 33 名となっている。(「資料 I ③歴代会長等」参照)

昭和 39 年 日本海難防止協会組織規程が制定され、総務、調査、周知の三部制

昭和 47 年 総務、安全調査、公害調査、広報の 4 部制

昭和 57 年 総務部、経理部、企画部、海上安全研究部、海上交通研究部、海洋汚染防止研究部及び資料室の 6 部 1 室制

昭和 58 年 ロンドン連絡事務所を開設

平成 8 年 企画部内に国際室を新設するとともに、シンガポール事務所を開設
協会の英文名を現在の「The Japan Association of Marine Safety」に改称

平成 13 年 企画部を企画国際部に改称

平成 14 年 富山連絡事務所を開設

なお、当協会の本部事務所については、下記の通り増設または移転されている。

昭和 33 年 8 月 東京都中央区日本橋兜町 1-7 郵船兜町ビル

昭和 39 年 6 月 東京都港区虎の門 1-15-16 船舶振興ビル（移転）

昭和 44 年 10 月 東京都港区虎の門 1-17-13 第 12 森ビル（分室増設）

昭和 52 年 6 月 東京都港区虎の門 1-8-7 トミタヤビル（分室増設）

昭和 58 年 9 月 東京都港区虎の門 1-14-1 郵政互助会琴平ビル（集約移転）

平成 7 年 1 月 東京都港区虎の門 1-17-1 5 森ビル（移転）

平成 13 年 10 月 東京都港区虎の門 1-15-16 海洋船舶ビル（移転・現事務所）

また、各連絡事務所については、各々開設時から下記住所に事務所を構え現在に至っている。

昭和 58 年 4 月 ロンドン連絡事務所

Dexter House, Royal Mint Court, London, EC3N 4JR U.K.

平成 8 年 7 月 シンガポール連絡事務所

16 Raffles Quay #27-3 Hong Leong Building Singapore 048581

平成 14 年 4 月 富山連絡事務所

富山市牛島新町 5-5 インテック明治生命ビル

2 財政

発足当初の当協会は、財政基盤が脆弱で運営資金の確保が難しく深刻な状況であったが、関係者の協力・努力の結果、現在では、会員からの会費、日本財団及び（財）日本海事センターからの助成金及び補助金、基金の運用益、研究受託金により、運営資金が確保されている。（「資料 I ④ 一般会計の推移」参照）

（1）助成金及び補助金

昭和 32 年「モーターボート競争法の一部を改正する法律」が成立し、同法の交付金の一部が海難防止事業に使用できることとなり、当協会発足当初には、この交付金が全国モーターボート競争会連合会から交付されていた。昭和 37 年前記法律の改正により（財）日本船舶振興会（日本財団）が設立され、当協会は、同振興会から助成金を受けることとなった。

また、昭和 46 年からは、日本海事財団（現（財）日本海事センター）からも補助金

を受けることとなった。

この助成金及び補助金は、現在まで当協会運営資金の大きな柱となっている。

(2) 基金

昭和 39 年、日本海事財団が設立され、同財団から 5 千万円が基金として寄付され、これが当協会の基金の始まりとなった。そして、日本海事財団からは、昭和 39 年度から 42 年度まで及び昭和 58 年度に計 5 億 3 千万円の基金交付を受け、さらに、日本財団からは、昭和 42 年度から 50 年度にかけて計 11 億円の基金交付を受け、当協会は基金総額 16 億 3 千万円を保有することとなった。

この基金の運用収入も、当協会運営資金の確保に大きな役割を果たしている。

(3) 会費

各会員からの会費も当協会運営に大きく貢献しており、発足当初に比べ、当協会の事業活動への各関係者の評価、さらには、賛助会員、協力会員という会員制度の拡充もあって、近年は毎年 2 千万円を超える会費が収入となっている。

(4) 調査研究受託費

当協会創立以来、補助事業等により着実に積み上げられてきた基礎的調査研究事業の成果は、徐々に高い社会的評価を得ることになり、昭和 45 年からは、関係諸機関や民間企業から調査研究業務の委託を受けることとなった。この受託事業による収入も協会の運営に大きな役割を果たしている。